

先端設備等導入計画

認定のご案内



固定資産税
ゼロ

固定資産税が当初3年間ゼロになります。

認定された先端設備等導入計画に基づいて導入した先端設備等にかかる固定資産税の特例税率が、当初3年間ゼロになります。

対象者

中小企業者が認定を受けられます。

中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する会社、個人事業主、事業協同組合などが対象です。
※医療法人、NPO法人、一般社団法人などは対象外です。

**対象
設備**

機械・設備・器具・備品・工具・家屋など

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する機械・設備・器具・備品・工具・建物付属設備・ソフトウェア・構築物と、それらとともに新築した事業用家屋が対象です。

詳細は裏面をご覧ください。

お問い合わせ

先端設備等導入計画について

相模原市役所 産業支援課 金融・経営支援班 042-769-8237

固定資産税の特例について

相模原市役所 資産税課 償却資産班 042-769-8264

相模原市役所 資産税課 家屋評価第1班 042-769-8224

「先端設備等導入計画」認定のご案内

認定を受けるメリット

- ①認定を受けた計画に基づいて取得した先端設備等の**固定資産税が当初3年間ゼロ**になります。
- ②認定を受けた計画を実行するための融資を受ける際に、信用協会による**別枠での信用保証**が受けられます。
- ③国の**補助金の優先採択**を受けられる場合があります。

主な認定要件

- ①対象者、対象設備であり、認定経営革新等支援機関の確認を受けていること。
- ②計画期間を3年間、4年間又は5年間としていること。
- ③直近の事業年度比で、労働生産性が年平均3%以上向上する計画であること。
- ④人員削減を目的とした取組でないこと

認定を受けられる対象者

- ①個人事業主
 - ②会社（会社法上の会社及び土業法人）
 - ③企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、工業組合、商業組合、商工組合連合会、工業組合連合会、商業組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
 - ④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
- ※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。
また、④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。
※医療法人、NPO法人、一般社団法人など上記に記載のない方は対象外です。

業種	どちらかに該当すること	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
上記以外（製造業、建設業など）	3億円以下	300人以下

*「自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業」と「工業用ベルト製造業」を除きます。これらの業種は「上記以外」の要件となります。

固定資産税の特例税率適用（当初3年間ゼロ）を受けられる対象者

上記の認定を受けられる対象者のうち次のいずれかのもの

- ①資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ②資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人以下の法人
- ③常時使用する従業員が1,000人以下の個人

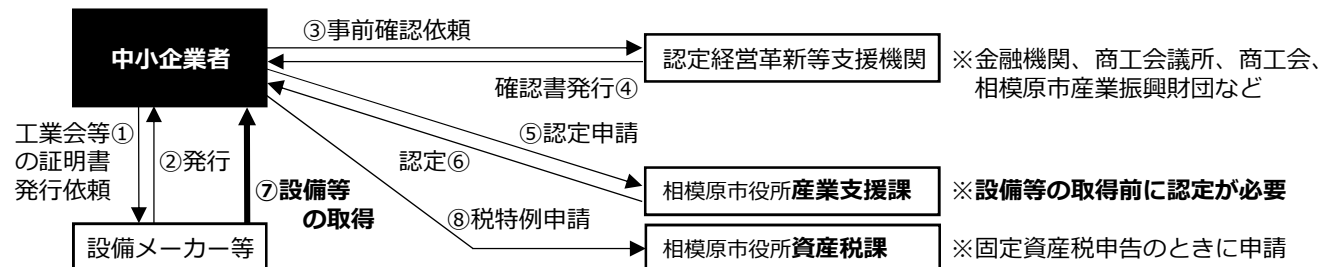
対象設備

- ①右の表の設備等のうち次の2つの要件を満たすもの
 - ・一定期間内に販売されたモデル（最新モデルでなくても対象。中古資産は対象外。）
 - ・生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備
 ※要件を満たすことの証明として、**工業会等の証明書**を取得し、提出してください。
- ②事業用家屋（取得価格が120万円以上で、取得価格の合計額が300万円以上の上記の設備等を設置し新築されたもの）
 - ※**建築確認済証、建物の見取り図、先端設備の購入契約書**を提出してください。

設備等の種類	販売開始時期	取得価格*
機械装置	10年以内	160万円以上
測定工具 検査工具	5年以内	30万円以上
器具・備品	6年以内	30万円以上
建物付属設備	14年以内	60万円以上
構築物	14年以内	120万円以上
ソフトウェア	5年以内	

*固定資産税の特例税率適用を受ける場合の最低取得価格です。なお、ソフトウェアに固定資産税はかかりません。

先端設備等導入計画認定の流れ



認定申請書類

次の書類をご提出ください。※工業会等の証明書は後日（年末まで）提出でも可

- 認定申請書 先端設備等導入計画 認定経営革新等支援機関の確認書
- 誓約事項 工業会等の証明書 その他確認書類（リースによる導入、事業用家屋の場合に必要）

【提出先・お問い合わせ】※郵送・窓口のいずれかでご提出ください。

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 産業支援課 金融・経営支援班

☎042-769-8237（直通）

□<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1003291/josei/1014558.html>

申請様式はこちら

